

愛川町火災予防条例の一部改正にあたり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由について

1 理由

愛川町火災予防条例を改正する場合には、本条例の趣旨が愛川町自治基本条例第19条第1項第1号イに規定する「町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例」であることから、パブリック・コメント手続の対象となる条例です。

今回の改正は、「消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）」が公布されたことに伴うものであり、愛川町自治基本条例第19条第2項第3号（法令の制定又は改廃に伴うもの）の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。